

○県内他市の計画改定状況

No	自治体名	現行計画名称	計画サブテーマ	現行計画期間	改定年度 (改定予定)	備考
1	平塚市 (予定)	SIN 平塚市スポーツ推進計画	スポーツ(Sports)でインクルーシブ(Inclusive)な社会を目指して誰もがながろう(Networking)	令和6年度～15年度 (10年間)	中間年度に見直し	
	横浜市	第3期横浜市スポーツ推進計画	スポーツで育む地域と暮らし	令和4年度～8年度 (5年間)	10年先を見据えつつ変化に的確に対応するため	
2	川崎市	第2期川崎市スポーツ推進計画	なし	令和4年度～13年度 (10年間)	4年ごとに実施計画の見直しを行う	
3	相模原市	相模原市スポーツ推進計画	なし	令和2年度～9年度 (8年間)	記載なし	当初の計画は「相模原市スポーツ振興計画」であった
4	藤沢市	藤沢市スポーツ推進計画2029	健康で豊かなスポーツライフの実現をめざして	令和4年度～11年度 (8年間)	中間年度に見直し	藤沢市スポーツ都市宣言 (令和3年10月1日宣言)
5	茅ヶ崎市	茅ヶ崎市スポーツ振興基本計画 (「茅ヶ崎市のスポーツ推進における基本的な考え方」で方向性を示す)	なし	平成23年度～令和2年度 (10年間)	随時見直し	現行計画の期間は終了しているが、現行の計画を踏襲した考え方のみ示している。
6	厚木市	第2次厚木市スポーツ推進計画	スポーツで心がふれあう都市あつぎ	令和3年度～8年度 (6年間)	必要に応じ見直し	
7	桑野市	第2期桑野市スポーツ推進計画	ライフステージ・志向に応じて『はつらつとだれもがのびのびと』スポーツに親しみ・楽しむ桑野	令和3年度～7年度 (5年間)	必要に応じ見直し	
8	伊勢原市	第3期伊勢原市市民生涯スポーツ推進計画	市民が主体の生涯スポーツ社会の実現を目指して	令和5年度～9年度 (5年間)	必要に応じ見直し	
9	小田原市	小田原市スポーツ振興基本指針	なし	令和5年度～12年度 (8年間)	総合計画の目標年次に合わせて改定	

○計画改定内容について(第3期スポーツ基本計画から)

◆第4章 施策の総合的かつ計画的な推進のために必要な事項

4. 第3期計画を支える様々な主体に期待される役割とそれに対する支援(抜粋)

(「地方公共団体」に期待される役割)

地方公共団体は、国民に対してスポーツの機会を提供するとともに、スポーツを通じて様々な社会の活性化や課題解決を図る観点からも、スポーツ施策の展開に当たって、「場づくり」の担い手や様々な関係者が集まる地方公共団体は極めて重要な役割を果たすものと考ええる。国民やスポーツ団体等のスポーツ活動を支援するため、第3期計画を参酌してできる限り速やかに地方スポーツ推進計画を改定・策定することが期待され、地域の特性や現場のニーズに応じたスポーツの施策を主体的に実施することができるよう、国としても必要な情報提供等を実施する必要がある。

なお、地方スポーツ推進計画を改定・策定するに当たっては、第3期計画の記載事項を形式的に全て踏まえる必要はなく、各地域が有するスポーツ資源等を十分に踏まえ、各地域における課題解決等に「スポーツの力」がどのように寄与できるのかを検討した上で、各地域の実情に応じた地方スポーツ推進計画となることが望ましい。その際には、各地域の実情等を踏まえつつ、性別、年齢、障害の有無等の多様な背景・立場等を有する方々の声を広く取り入れるため、計画を検討するための会議の委員構成を配慮したり、ヒアリングの機会を設けたりするなどの工夫を行うことが望まれる。

また、スポーツの力を活用した地域の諸課題の解決のための継続的な取組に関係部局・団体が一体となって取り組めるよう、国としても必要な支援や情報提供等を実施することも重要である。また、地方公共団体内においてもスポーツ部局に限らず、様々な部局が連携して施策に取り組むことが望まれる。

なお、スポーツ政策の実施に当たり、都道府県の役割が重要であることはもちろんのこと、より住民に近い立場にある市区町村とといった基礎自治体の役割は極めて大きいところである。また、こうした市区町村が地方スポーツ推進計画を策定する際には、近隣の地方公共団体と協力しながら策定することも含めて、各地域の実情に応じて適切に判断されることが望ましい。

⑪新たな計画策定のスケジュールは

	R5	4月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
スポーツ課		<ul style="list-style-type: none"> ・計画たたき合 ・アンケート調査、報告の作成 		<ul style="list-style-type: none"> ・調査作成 				<ul style="list-style-type: none"> ・(11月上旬～12月上旬)パブコム ・広報第1金曜日号掲載 			<ul style="list-style-type: none"> ・パブコム結果公表 		<ul style="list-style-type: none"> ・計画策定
推進委員会				<ul style="list-style-type: none"> ・7/24第1回ワーキンググループ 		<ul style="list-style-type: none"> ・9月中旬第2回ワーキンググループ 	<ul style="list-style-type: none"> ・10月中旬第3回ワーキンググループ 	<ul style="list-style-type: none"> ・10月中旬第2回審議会 	<ul style="list-style-type: none"> ・11月上旬～12月上旬パブコム ・各委員に諮問資料送付 	<ul style="list-style-type: none"> ・11月中旬～下旬第3回審議会 			
教育委員会				<ul style="list-style-type: none"> ・教育長中間報告 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育委員照会 	<ul style="list-style-type: none"> ・9月下旬定例会(パブコム) 		<ul style="list-style-type: none"> ・教育委員説明(パブコム対応報告) 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育委員説明(パブコム対応報告) 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育長答申報告 	<ul style="list-style-type: none"> ・2月定例会(策定審議) 		
庁内					<ul style="list-style-type: none"> ・関係課との調整 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係課との調整 	<ul style="list-style-type: none"> ・10月上旬理事報告説明(パブコム) ・10/24庁議 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係課長会議 		<ul style="list-style-type: none"> ・1/31～2月上旬理事者説明 		<ul style="list-style-type: none"> ・関係課への報告 ・庁議 	
財団												<ul style="list-style-type: none"> ・策定報告 	
団体								<ul style="list-style-type: none"> ・関係団体への説明 				<ul style="list-style-type: none"> ・策定報告 	
市民								<ul style="list-style-type: none"> ・11月上旬～11/305団体へ意見照会 				<ul style="list-style-type: none"> ・3月下旬報道発表 ・ホームページ掲載 	
議会							<ul style="list-style-type: none"> ・10月下旬定例行 						

※このスケジュールはあくまで予定であり、検討の進捗によってはスケジュールが前後することがあります。